

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状		該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
								〔内閣府〕	〔経済産業省〕	〔環境省〕	〔内閣府〕		
271030027	27年9月7日	27年9月16日	27年10月30日	利子補給金制度における支給対象者の拡大	・利子補給金制度(総合特区支援利子補給金、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、グリーンファイナンス促進利子補給金等)において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができるが、現在、生命保険会社は支給対象となっていない。 ・生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。 ・したがって、利子補給金制度において、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達の分散化に繋がると考えられ、ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がると考えられる。 ・については、利子補給金制度における支給対象に生命保険会社を加えて頂きたい。	(一社)生命保険協会	内閣府 経済産業省 環境省	〔内閣府〕 総合特別区域法第26条 総合特別区域法第66条 〔経済産業省〕 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第2条第2項において、利子補給金の交付対象となる貸付を行う「金融機関」とは、(1)銀行 (2)信用金庫 (3)労働金庫 (4)信用協同組合 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)農林中央金庫 (8)株式会社商工組合中央金庫 (9)株式会社日本政策投資銀行と規定されており、生命保険会社は規定されていません。 〔経済産業省〕 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第2条第2項において、利子補給金の交付対象となる貸付を行う「金融機関」とは、(1)銀行 (2)信用金庫 (3)労働金庫 (4)信用協同組合 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)農林中央金庫 (8)株式会社商工組合中央金庫 (9)株式会社日本政策投資銀行と規定されており、生命保険会社は規定されていません。 〔環境省〕 グリーンファイナンス促進利子補給金は、平成25年度において終了しました。平成27年度において実施されている利子補給事業は以下の二つです。支給対象となっている金融機関は、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行です。 <環境配慮型融資促進利子補給事業> 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3年以内にCO2排出を3% (又は5年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行います。 <環境リスク調査融資促進利子補給事業> 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトについて、CO2排出削減率の削減状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行います。	〔内閣府〕 総合特別区域法第26条 総合特別区域法第66条 〔経済産業省〕 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第2条第2項 〔環境省〕 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の選別に配慮した事業活動の促進に関する法律(第4条、第5条)、特別会計に関する法律(第85条第5項第1号)、特別会計に関する法律施行令(第50条第7項第10号)	〔内閣府〕 検討を予定 〔経済産業省〕 その他 〔環境省〕 検討を予定	〔内閣府〕 生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。このことであり、総合特別区域法に資する事業を行う事業者によって資金調達手段の多様化につながることを考えられる一方、生命保険会社における融資はあくまで保険業務の健全かつ適切な運営のための運用の手段であると考えられること等を勘案しながら、利子補給を受けることのできる金融機関に追加するか否かを、関係省庁と協議の上、検討いたします。 なお、本利子補給金は、今年度より対象とする融資月の追加や受給回数を勘案してメリハリをつけた配分とする等、運用の見直しをスタートしたところであり、その効果検証を来年度初頭にを行った上で、本検討を実施する予定です。 〔経済産業省〕 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金については、事業の実施に当たって地域金融機関等との連携を強化し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企業等の省エネ投資を後押しすることとしています。 これを踏まえ、既に依頼させていただいています(一社)生命保険協会としての省エネルギー設備投資に係る融資実績、地方での融資状況、中小・中堅企業への融資状況及び融資調動方法を等ご教示いただいた上で対応について検討をたいと考えています。 〔環境省〕 来年度において、環境格付融資や環境リスク調査融資のさらなる普及、定着に向けて、本事業の対象に生命保険会社を新たに加えることの要否等を検討して頂く予定です。		
271030029	27年9月25日	27年10月13日	27年10月30日	消費者契約法見直し件	消費者契約法見直しの中間とりまとめには、訪問販売、電話勧誘販売販売など新聞に関する正当な事業活動を過度に規制する意見が含まれておりますが、健全な事業者の活動を阻害する法規制の強化にいずれも強(反対)致します。 悪質な業者から消費者を保護することは当然ですが、過度な規制により事業活動の縮小や廃業に追い込まれた場合、そこで働く人々の生活基盤が奪われることとなります。 全国の津々浦々に張り巡らされた戸別配達網を基準に、新聞配達事業者は地域に密着した活動を展開していきます。 住民や読者とのトラブルを起こさないような取り組みは元より、消費者センター等関係機関と連携して問題を迅速に解決しています。 新聞界は自主的な取り組みにより消費者の保護を図っており、新たな規制は不要と考えます。	個人	内閣府 消費者庁	消費者契約法	その他	現在審議継続中の内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会における審議を終えた後、諮問に対する内閣府消費者委員会からの答申を踏まえ、消費者契約法を所管する消費者庁において消費者契約法の必要な見直しを行います。			
271120003	27年9月11日	27年10月13日	27年11月20日	大都市部における認可保育所の幼保連携型認定こども園への移行の際の園庭基準の緩和について	・具体的内容 大都市部において、歴史ある私立認可保育所が今回の子ども子育て支援法の主旨に賛同し、地域のニーズも踏まえて、幼保連携型認定こども園に移行したいと考えても、大都市特有の土地確保の難しさ・高価な土地価格のため、既存施設の園庭の面積が基準に届かず、移行できない。については現行の保育所認可基準となるよう緩和して頂きたい。 ・提案理由 子ども・子育て支援制度において幼保連携型認定こども園移行する際、既存施設からの移行特例が認められているが、当協会の会員(887施設)へのアンケート調査では回答を得た407施設のうち563施設が園庭の基準を満たしていない為移行することができないとの結果が出た。更に当該施設のうち2の2は、従来は必要面積基準を満たす園庭があったが、待機児解消の為、園庭を狭くして施設を建築、改築をしたことにより基準を満たさなくなった施設が存在する。また、全取の待機児童のうち約3割が東京の待機児童であり、3割以上が大都市部に集中している状況であるが、この地域においては園庭増設の為の土地等の取得が大変困難である。特に土地に関わる部分は、法人や施設がどんなに努力しても解決できない部分であり、土地の要件のみが原因で幼保連携型認定こども園に移行できないという基準では、大都市部に所在する園庭のない認可保育所にとっては選択が狭められる結果となっている。待機児解消のため、殊更多額の資金をして園庭を狭く、園舎を大きく建てて定員を増やすなどの努力をしてきた施設が、今回の基準において、結果的に移行しなくては移行できないという現状もある。 大都市に所在する現に運営されている認可保育所が、幼保連携型認定こども園へ移行できないことのないよう、大都市特例や特区等の対応により、園庭基準について保育所認可基準に準ずる緩和措置を提案する。	(一社)東京都民間保育園協会	内閣府 文部科学省 厚生労働省	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)に定められている。基本的に幼稚園と保育所の基準の高い方を引き継ぐこととしており、園舎と同一もしくは隣接した位置に、以下の基準を満たす園庭を設置する必要があります。 (参考) 1 2学級以下の場合 330×30×(学級数-1)m 2 3学級以上の場合は 400×80×(学級数-3)m 3 2.3mに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 3 3.3mに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積 なお、平成27年3月31日以前より運営されていた保育所が幼保連携型認定こども園へ移行する場合等には、園庭の面積については保育所認可基準面積が適用される特例が設けられています。また、園庭の位置については、2歳児分の必要面積に限り、一定の要件を満たした代替地を算入することができる特例が設けられています。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成27年11月28日通知、府政発第14号、2文文科初第891号、雇児発112第2号)の3)及び4)	対応不可	園庭の位置については、幼保連携型認定こども園が児童福祉施設である一方で、学校として幼児教育を行う施設でもあることに鑑み、教育的観点(子どもが主体的に自ら意思で自由に利用できる身近な環境の実現等)から、園舎と同一もしくは隣接した位置に設置する必要が求められます。 なお、ご指摘のような事例については、保育所型認定こども園に移行することが可能であると考えられます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271231022	27年10月30日	27年12月9日	27年12月31日	災害発生時通行規制区域内への侵入許可について	コピニエンスストア店舗は被災地域の重要な物資供給拠点であり、そこへ商品供給する配送車は緊急通行車両として指定を検討いただきたい。 大規模災害時には、各行政庁も混乱する中、所定の交付手続きを経ての「通行許可」の交付が困難なため、事前の交付を検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	内閣府警察庁総務省	災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第28号)第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条	現行制度下で対応可能 対応不可	緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「指定公共機関等」といふ。)が保有する車両のほか、指定公共機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者が使用する車両も含まれており、生活物資の供給等緊急輸送に従事する車両については、指定公共機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなっています。したがって、都道府県知事又は都道府県公安委員会において、指定公共機関等との契約等の内容を疎明する書類等を確認の上、緊急通行車両確認標章(以下「標章」といふ。)を交付しています。  災害時の交通規制では、標章の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を把握して、緊急交通路の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行いました。 仮に標章を事前交付した場合、災害発生後、事前届出を行った全ての車両が使用されるとは限らないため、緊急通行車両の正確な台数が把握できなくなり、緊急交通路の交通容量等を踏まえた適切な交通規制が行えず、人命救助の災害応急対策に支障が生じることとなるため、標章を事前に交付することはできません。 指定公共機関等との契約等に基づき、災害発生時に民間事業者が使用する車両については、緊急通行車両の事前届出制度の対象となりますので、事前届出を行っていたければ、災害発生時により迅速に標章を交付することができます。	
280215068	27年11月17日	28年1月22日	28年2月15日	災害時における緊急通行車両等の申請基準緩和と要望	【提案の具体的な内容】 大地震発生時、当社は緊急資材(漏水補修材等)を被災地へ一刻も早く届けることを被災地支援の最優先事項として取組んでいるが、「緊急車両通行許可証」の申請に時間が掛かり、被災地到着時間に大幅な遅れを生じる事態となっている。 現在「緊急通行車両の事前届出申請」制度があるが、規制が厳しいため、事前の許可の取得ができない状況にある。この規制の緩和を是非ともお願いしたい。規制緩和が実現すれば、被災地への到着時間が短縮され、迅速な災害復旧支援が可能となる。特段のご措置をお願いしたい。  【提案理由】 (a) 規制の現状 緊急通行車両の事前申請の対象車両は法律で定まっているが、現状申請さえできない状況、即ち事前申請ができるのは、医療機関等が使用する車両、医薬品、医療機器、患者等運搬用車両、建設用重機輸送用車両等に限定されており、水道施設・管路の漏水等の被害に対処するための補修材等を運搬する車両は含まれていない。 (b) 要望理由 震災発生直後の漏水補修等、緊急性の高い被災地の水道施設・管路等復旧支援のため、「緊急通行車両等の事前申請」の対象車両として、漏水等の被害に対処するための補修材、工事機材等を運搬する車両も申請できるよう、規制を緩和して頂きたい。 (c) 要望が実現した場合の効果 被災地での迅速な水道施設・管路等復旧支援の実現	(一社)日本経済団体連合会	内閣府警察庁総務省	災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第28号)第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条	現行制度下で対応可能	緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「指定行政機関等」といふ。)が保有する車両のほか、指定行政機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者が使用する車両も含まれております。漏水等の被害に対処するための補修材、工事機材等を運搬する車両において、指定行政機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることになっており、事前届出制度の対象となっています。	
280215072	27年11月25日	28年1月22日	28年2月15日	公共サービスにおける在宅環境での業務委託の可能性	【提案の具体的な内容】 コールセンター等の公共サービスの委託に際し、在宅型テレワーカーを雇用・契約する民間企業への委託を可能にすべきである。  【提案理由】 現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、国や地方自治体業務の一部を民間委託している。しかしながら、例えばコールセンター等の運営業務の委託仕様書にある要件は、集合センターを前提としたものとなっているため、在宅型テレワーカーを雇用・契約する民間企業では専ら公庁の人員要件を満たすことができない。 国等が民間に委託できない理由は「適切な管理の確保、ができないこと」に起因すると考えられるが、「」を活用して情報セキュリティの確保、業務監視などを行うことで、目的は達せられる。事実、民間企業間では在宅環境での業務の受委託を行っており、公共サービスにおいても在宅環境での業務委託を可能とすべきである。 要望の実現により、在宅型テレワーカーの就業機会の一層の確保につながる。また、通信コストや事務所賃料、勤務者の交通費の削減を通じて、廉価で高品質なサービスの提供が実現すると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」は、市場化テストの手続きを定めたものであり、個々の事業の契約において定められている仕様・要件について規制するものではありません。したがって、同法は御提案の「公共サービスにおける在宅環境での業務委託」に関する規制とはなっていません。 個々の公共サービスの仕様書に定められている要件等については、所管省庁において定められているため、御提案の内容については当該事業の実施省庁に確認願います。	